

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

教育長が「訴えの提起について」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

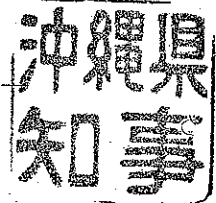
議案「訴えの提起について」に対する意見

議案「訴えの提起について」については、異議ありません。

教 施 第 866号
平成17年 9月 6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 稲 嶺 惠



県議会（9月定例会）提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「訴えの提起について」について教育委員会の意見を求めます。